

社援発0331第4号
令和3年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアルの策定について（通知）

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、重層的支援体制整備事業を実施する自治体等が行う事務や関係様式について別添のとおり取りまとめたので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

**重層的支援体制整備事業に係る
自治体事務マニュアル**

令和3年3月31日

目次

第1	包括的な支援が求められる背景と構築に向けた理念	3
1	背景	3
2	体制構築に向けた理念	3
	(参考) 用語の定義	5
第2	重層的支援体制整備事業と3つの支援	6
1	重層的支援体制整備事業の全体像	6
	(1) 3つの支援の柱	6
	(2) 3つの支援の相互関係	6
2	重層的支援体制整備事業の理念・目的	7
3	重層的支援体制整備事業の枠組み	8
第3	重層的支援体制整備事業における各事業の内容	9
1	包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）	9
	(1) 事業の概要	9
	(2) 支援フロー	9
	(3) 包括的相談支援事業において求められる事項	10
2	参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）	11
	(1) 事業の概要	11
	(2) 支援対象者	11
	(3) 支援フロー	12
	(4) 具体的な支援内容と留意点	12
	(5) 地域における福祉サービスとの連携について	13
3	地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）	14
	(1) 事業の概要	14
	(2) 支援内容	14
4	アウトリーチ等事業（法第106条の4第2項第4号）	17
	(1) 事業の概要	17
	(2) 支援対象者	17
	(3) 支援内容	17
	(4) 具体的な支援プロセス	18
	(5) 支援の終結	20
5	多機関協働事業及び支援プランの策定（法第106条の4第2項第5号及び第6号）	20
	(1) 事業の概要	20
	(2) 支援対象者	20
	(3) 支援の展開	21
第4	事業実施に向けた市町村における体制構築	23
1	事業実施に向けたプロセス	23
2	実施体制	23
3	重層事業実施計画の策定	25

(1) 地域福祉計画等との関係性	25
(2) 重層事業実施計画の策定	25
4 支援会議・重層的支援会議	27
(1) 支援会議	27
(2) 重層的支援会議	28
5 連携体制の構築	31
(1) 介護・障害・子ども・困難分野の連携の構築	31
(2) 生活保護制度と重層的支援体制整備事業の関係	32
(3) 他分野との連携	32
6 委託先の選定	33
第5 人材育成等	35
1 都道府県の役割	35
2 市町村における人材育成	35
3 専門職の役割	36
第6 災害や感染症等への対応	37
参考資料 帳票	38

第1 包括的な支援が求められる背景と構築に向けた理念

1 背景

個人や世帯が抱える複雑・多様な生きづらさやリスクが顕在化し、例えば、社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる8050問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化が見られている。

さらに、市町村においては、外国人の増加や性的指向・性自認の多様化など、地域の構成員やその価値観の多様性は増しているとともに、近年大規模な災害が多発する中で災害時の孤立防止など多様な支援ニーズへの対応も求められており、地域や社会がこのようなニーズを受け止める力を高めていくことが今後一層求められる。

地域共生社会とは、このような日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえて、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において提案された理念である。その理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方である。

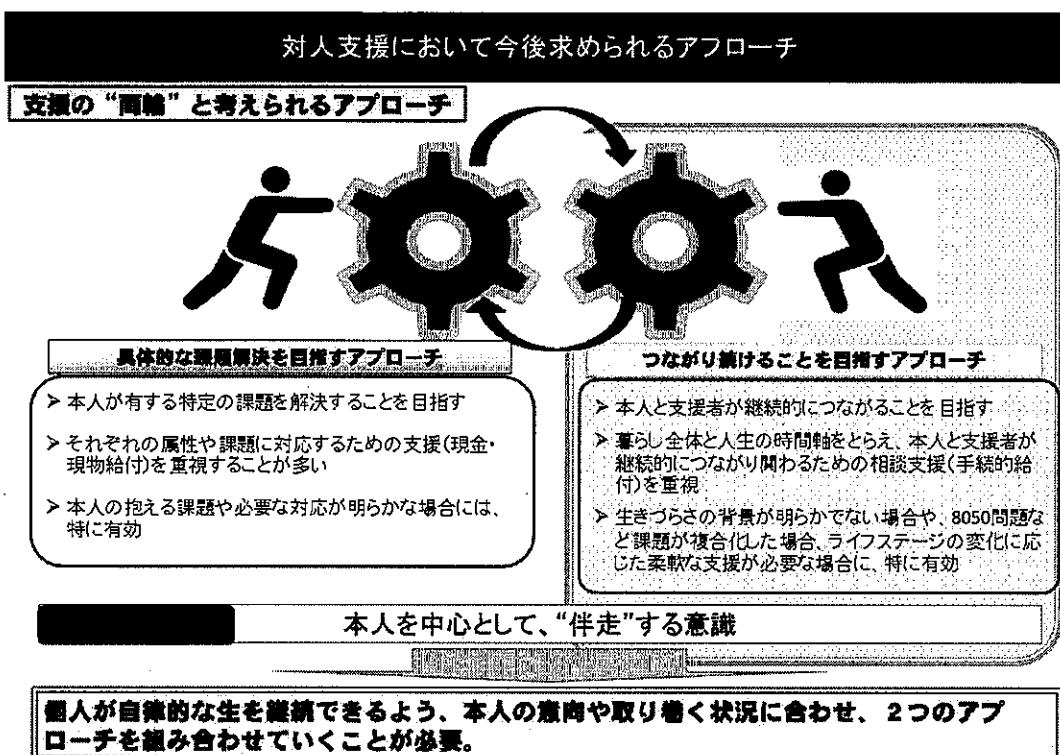
これまでの制度化の試みとしては、平成30年4月に施行された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）において社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、これを根拠にモデル事業が展開してきた。

そしてこれらの成果や各自治体における属性横断的な支援に向けた気運の高まりを受けて、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号。以下「改正法」という。）により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、新たに「重層的支援体制整備事業」の定義とそれに対する国及び都道府県の財政支援等を規定することによって、確たる法定事業を基盤とした包括的な支援体制の構築を図ることとした。

2 体制構築に向けた理念

個人の人生やその中で抱える課題の複雑・多様化が進んでいることを踏まえると、対人支援、特に個人の生活に身近な市町村レベルの支援においては、一人ひとりの生が尊重され、複雑・多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくための「伴走型支援」の強化が求められている。「伴走型支援」とは、支援者と本人とが継続的につながり関わり合いながら、本人と社会・他者との関係を広げていく

ことを目指すものである。



市町村の伴走型支援を実践する上では、「専門職が時間をかけてアセスメントを行い、課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」(専門職による伴走型支援)と「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」といった双方の視点を重視する必要があり、それにより地域におけるセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

さらに、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

このため、地域共生社会という理念を掲げて市町村における包括的な支援体制の構築を進めていくに当たっては、対人支援領域全体を捉えるとともに、他の政策領域において、親和性の高い理念を掲げて進められている施策との連携を図る方策・工夫を講じていくことが重要である。

(参考) 用語の定義

○ 法 106 条の 4 第 2 項

- | | | |
|-------------|---|---------------------------------------|
| 第 1 号に掲げる事業 | → | 包括的相談支援事業 |
| 第 2 号に掲げる事業 | → | 参加支援事業 |
| 第 3 号に掲げる事業 | → | 地域づくり事業 |
| 第 4 号に掲げる事業 | → | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下「アウトリーチ等事業」という。） |
| 第 5 号に掲げる事業 | → | 多機関協働事業 |
| 第 6 号に掲げる事業 | → | 支援プラン策定事業 |

※ 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、それぞれ包括的相談支援事業、参加支援事業、アウトリーチ等事業又は多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

→ それぞれ包括的相談支援事業者、参加支援事業者、アウトリーチ等事業者又は多機関協働事業者という。

○ 法第 106 条の 5 第 1 項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画 → 重層事業実施計画

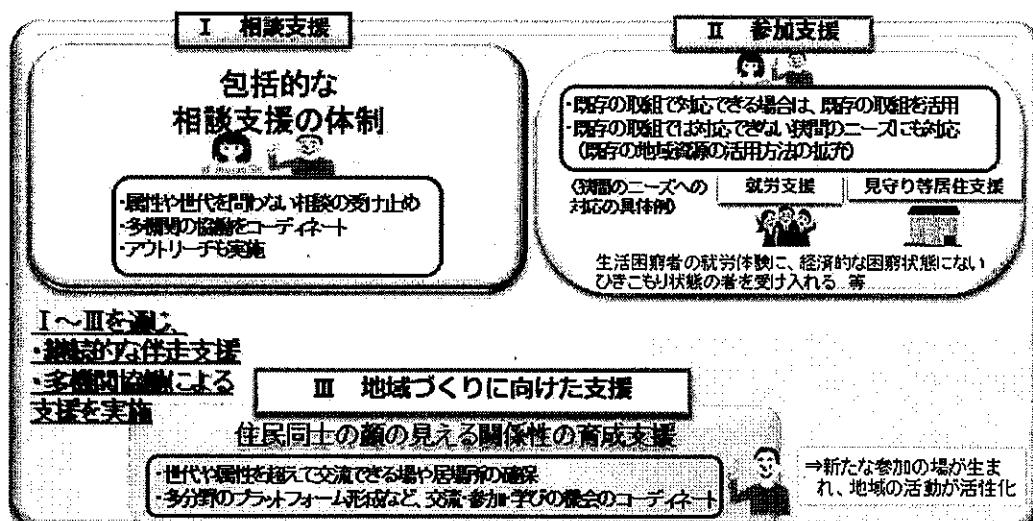
第2 重層的支援体制整備事業と3つの支援

1 重層的支援体制整備事業の全体像

(1) 3つの支援の柱

市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、以下の3つの支援の内容とした重層的支援体制整備事業を創設する。

- ① 相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ② 参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③ 地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援



(ア) 狹間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

この3つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものであり、これらを一体的に行うことにより、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、それらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなっていく。

(2) 3つの支援の相互関係

3つの支援を一体的に展開することで期待される具体的な効果としては、

- ・ 属性を問わない相談支援において、本人やその世帯が抱える地域生活課題を断らず包括的に受け止めることで、参加支援や地域づくりに向けた支援について、地域の支援ニーズに合わせた、より効果的な実施が可能となること
 - ・ 属性を問わない相談支援において浮かび上がった複雑化・複合化した支援ニーズに対し、制度の狭間にも対応した就労に向けた支援や一時的な住まいの提供など柔軟な参加支援を推進することで、本人やその世帯の状況等に応じたオーダーメイドの支援が実現し、属性を問わない相談支援が一層効果的に機能すること
 - ・ 地域づくりに向けた支援を通じて、地域で人と人とのつながりが強化され、本人やその世帯が抱える地域生活課題に対する他の地域住民の気づきが生まれやすくなり、早期に相談支援につながるようになること
 - ・ 地域づくりに向けた支援を通じて、新たな地域活動が開拓・開発されることにより、参加支援において本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援を実施しやすくなること
 - ・ 災害や感染症の流行等の緊急事態の発生時における支援体制の充実を図ることができるとともに、地域から孤立する傾向にある被災者の地域とのつながりを取り戻し、生活を再建すること。
 - ・ 包括的な支援体制が構築されることによって、「支える」、「支えられる」といった関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での助け合いの関係性が生まれること
 - ・ 世代や属性、国籍を超えた多様な関わりを通じて、地域への意識と、暮らしや文化、価値観の多様性を受け入れる意識を育むことにつながること
- などが想定される。

2 重層的支援体制整備事業の理念・目的

重層的支援体制整備事業は、市町村において属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、当該事業による支援対象者は、地域住民やその世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や地域社会からの孤立などの地域生活課題を抱える全ての地域住民である。

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、下記の基本的な理念に基づくこととする。

- ・ アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・ 本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・ 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・ 信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・ 地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

また、重層的支援体制整備事業のもう一つの意義は、包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセスにおいて、体制構築の方針や具体的な工程について、地域住民や支援関係機関と丁寧な議論を行い、意識の醸成を図ることである。そのきっかけとして、重層事業実施計画

の策定（法第 106 条の 5）や支援会議の設置（法第 106 条の 6）に関する規定を新設している。

3 重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら 3 つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子ども、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（法第 106 条の 8、第 106 条 9）として交付するものである。

第3 重層的支援体制整備事業における各事業の内容

1 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

（1）事業の概要

包括的相談支援事業は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援（※）を一体として実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものである。

（※）具体的には、介護・障害・子ども・困窮の以下の事業を指している。

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号まで）、
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第3号）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第59条第1号）
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項）（同法第4条に規定する福祉事務所を設置していない町村においては、同法第11条第1項に規定する事業）

受け止めた相談のうち、当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、地域における支援関係機関のネットワークを活用し、他分野の包括的相談支援事業者をはじめとする他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行うとともに、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行うこととする。

（2）支援フロー

① 包括的な相談の受け止め

包括的相談支援事業者においては、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う。

また、受け止めた相談のうち、当該包括的相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、地域における各支援関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な支援関係機関へつなぐことが求められる。

② 包括的相談支援事業から多機関協働事業へのつなぎ

ア 多機関協働事業へのつなぎ（支援依頼）

相談者が複雑化・複合化した課題を抱えているため、課題の全体像を俯瞰した上で、支援関係機関の役割分担を整理する必要のある事例や、アウトリーチ等事業や参加支援事業の対象になることが想定される事例については、包括的相談支援事業者から多機関協働事業者に支援を依頼する。

また、包括的相談支援事業者から多機関協働事業者に相談者をつなぐ際には、包括的相談支援事業者が多機関協働事業の役割や支援内容について丁寧に説明を行い、本人が納得したうえで多機関協働事業につなぐよう配慮する必要がある。加えて本人に不安全感

が強い場合には、本人と多機関協働事業者が話をする機会の設定や同行支援を行う等の対応を行うこと。

なお、多機関協働事業者が本人のアセスメントを行うために必要な情報は、基本的には、包括的相談支援事業者を含めた支援関係機関が収集する。

ただし、多機関協働事業者が直接情報収集した方が望ましい事例についてはこの限りではないが、その場合も、多機関協働事業者と調整すること。

イ 重層的支援会議への参加

重層的支援会議には、原則として、本人を多機関協働事業につないだ包括的相談支援事業者も参加すること。

また、重層的支援会議で検討した結果、多機関協働事業者に事例を紹介した元の包括的相談支援事業者が主担当として支援を行うことが適当と判断された場合については、多機関協働事業者からの事例対応における助言や支援関係機関等の連携体制を活用しながら、当該包括的相談支援事業者において当該事例への対応を行うこと。

ウ 多機関協働事業による継続的な支援が行われている際の包括的相談支援事業との連携

支援関係機関からの紹介により多機関協働事業につながった事例のうち、課題の解きほぐしや支援関係機関の役割分担に時間を要するなどの理由によって、一定期間、多機関協働事業による継続的な支援が行われる場合も想定される。

この場合、包括的相談支援事業者は、多機関協働事業者からの要請に基づき積極的に連携をはかり、支援に関わることが求められる。

なお、多機関協働事業者からの依頼に応じて、原則本人同意を取得した上で、本人やその世帯に関わる情報を収集し、共有すること。

エ 多機関協働事業による支援終結後の包括的相談支援事業へのつなぎもどし

支援関係機関の役割分担が定まり、多機関協働事業による支援が終結した場合には、多機関協働事業者のプランに基づき、適切な支援関係機関につなぐこととなる。事例によっては、多機関協働事業者から包括的相談支援事業者につなぐことも想定されることから、日頃から地域の支援関係機関と連携することが重要であるほか、終結後に適切な支援ができるよう事前に体制を整えておくことが重要である。

また、多機関協働事業のプラン内容の適切性の検討や支援決定は、重層的支援会議で行われることから、原則、包括的相談支援事業者も重層的支援会議の構成員となり、参加することが求められる。

(3) 包括的相談支援事業において求められる事項

- ・ 世代や属性にかかわらず、包括的に相談を受け止めること。
- ・ 多機関協働事業から重層的支援会議等への参加依頼があった場合には、積極的に参画し、プランの妥当性や支援の方向性などについて協議をすること。
- ・ 包括的相談支援事業から多機関協働事業に本人をつなぐ際には、多機関協働事業の役割や考え方を丁寧に説明し、本人が納得したうえでつなぐこと。（※）

- ・ 多機関協働事業からの、本人や世帯などの状況に関する情報の依頼があった場合は、適切に情報収集を行い、重層的支援会議等も活用し、多機関協働事業に共有すること（ただし、多機関協働事業が継続的に支援をしている事例に限る）。

（※）本人に不安感が大きい場合には、本人と多機関協働事業が直接会って話をする機会を設けるなどの丁寧な対応が求められる。

2 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

（1）事業の概要

「人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創る」という地域共生社会の理念のとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この広義の参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。

参加支援事業も、市町村全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、本人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものであり、既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭間の個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものである。

具体的には、本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行う。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューを作成することを目的とする。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。

また、本人と支援メニューをマッチングした後も、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

（2）支援対象者

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している者などが想定される。

（具体例）

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者

- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
 - ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者
- ※ 上記はあくまでも例であることに留意されたい。

(3) 支援フロー

① 相談受付

参加支援事業は、重層的支援会議において参加支援事業の利用が必要と判断され、②のプランが決定された場合に利用が開始される。ただし、参加支援事業が早期に関わる必要がある場合には、重層的支援会議における市町村による支援決定前から本人への支援を開始すること。

② プラン作成

参加支援事業者は、相談受付を行ったのち、アセスメントを行い社会参加に向けた支援の方向性や内容が定まった段階で、基本的にはプランを作成し重層的支援会議に諮ることとする。

プランは、人や地域とのつながりの希薄化といった本人や世帯の抱える課題に対して、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために作成するものである。

プランには、本人やその世帯が望む社会とのつながりや参加を支えるために、その状態に合った目標を設定し、当該目標を実現するために参加支援事業者や支援関係機関その他の関係者が取り組むことを記載する。

③ 支援の実施

本事業では、本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作りを行う。この取組は、相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくことが重要である。また、本人に対する定着支援と受け入れ先（地域の福祉サービス、企業など）への支援を行う。なお、本人への必要な支援を行うために協力する受け入れ企業等に対し、支援に必要な実費相当分を謝礼として支出できるものとする。

④ 終結

社会参加に向けて、地域の資源等とのつながりができ、本人とつながった先との関係性が安定したと判断した段階で、プランに基づいた支援は終結となる。

ただし、参加支援事業を利用する者の多くが、他者や社会とのつながりを継続することに困難を抱える場合が多いことを意識し、プランの終結をもって関係性を終了させることなく、定期的な連絡を試みるなどつながりの維持に向けた働きかけを行う必要がある。

(4) 具体的な支援内容と留意点

① 資源開拓・マッチング

参加支援事業者は、本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って支

援メニューのマッチングを行う。なお、相談者自身が自らのニーズを明確化できていないことも多いことに留意し、本人に寄り添うとともに、段階的に参加の場の提案を行うなど丁寧な関わりが必要である。

また、支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくること。

例えば、参加の場や働く場とのマッチングを行う場合には、受け入れ先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。その際、受け入れ先に業務の切り出しなどを提案するなど、多様な支援メニューを作るようになることが重要である。

また、日頃から地域の産業や業界団体などのプラットホームに参画することなどを通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりを作り、支援が必要な時に迅速に対応できるよう情報収集をしたり関係づくりを行う。

(想定される取組の例)

- ・ 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの状態にある者を受け入れる。
- ・ 経済的な困窮状態になく一時的な住まいの確保が困難な人を、一時生活支援事業が受け入れる。
- ・ 地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所を作り、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う。

② 定着支援・フォローアップ

直ちに本人が新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないことから、定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行うこと。

また、居住の確保にかかる支援の場合は、生活の立て直しに向けた緊急一時的なシェルターや安定的な住まいの確保の支援、新たな環境に適応できているか等を見守るといった定着支援が求められる。

このほか、受け入れ先の企業やシェルター等の住まいなども、本人との関わり方に悩んでいる場合もあることから、当該団体等の意向も確認しつつ、本人と受け入れ先の間の環境調整を行う。

(5) 地域における福祉サービスとの連携について

社会参加に向けた支援は、就労支援、居住支援などの形態が考えられるが、地域において多様な形態を確保するために、狭間の社会参加のニーズを有する者に特化した事業を新設することのみならず、地域の既存の福祉サービスを実施する事業所に対する働きかけや受け入れに向けた支援を行い、狭間のニーズを有する者の受け皿として機能を拡充していくことが重要である。

地域の既存の福祉サービスの活用を進めやすくするための整理や具体的な基準等については、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」（令和3年3月31日付子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名

通知)において示しているため、参加支援事業の構築に当たっては、十分参考されたい。

なお、社会参加に向けた支援を展開する際には、社会福祉法人の地域における公益的な取組との連携を意識し、地域生活課題に対する社会福祉法人の積極的な取組を働きかけるとともに、地域の社会福祉法人のネットワークとのつながりを作つておくことも重要である。

3 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

（1）事業の概要

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）においては、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業（※）の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこととしている。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することとしている。

（※）具体的には、以下の事業が対象となっている。

- ・ 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち地域介護予防活動支援事業
- ・ 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）
- ・ 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）
- ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）
- ・ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（令和2年6月3日社援発0603第1号）別紙）4（3）（エ））

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせるとともに、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。

また、多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

（2）支援内容

① 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

ア 基本的な考え方

血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と資源がつながり支え合う取組が生まれやすい環境を整え、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実を図る必要がある。

既存の地域づくりに関する事業に基づく拠点を包摂する事業であり、各事業において求められる運営上の基準を満たし、各事業が対象とする高齢者・障害者・子育て中の親

子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていくことが必要である。

なお、各事業の拠点が担う役割を決定する際には、重層的事業実施計画の策定プロセス等を活用し、地域における支援ニーズや市町村全体の社会資源の把握等を行い、市町村全体として居場所や地域活動の場を確保していくための住民や事業者らを含む関係者での丁寧な議論やプロセスが必要である。

イ 支援の展開

【既存の拠点等の利活用】

個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場として運営することも可能となる。(一律にすべての拠点であらゆる住民を対象とした場をすることを求めるものではない。)

市町村の中には、従前通りの特定の属性や世代に特化した運営を維持する拠点や、重層的支援体制整備事業の実施を契機として多世代・多属性を対象とした支援を実施する拠点が混在することも考えられる。重層的支援体制整備事業は、これらの多様な拠点を活かして、市町村全体で属性によらない包括的な支援体制を整備することが目的であることを踏まえ、地域づくり事業においても、地域住民を広く対象として居場所や交流の場が提供されることを目指すものである。

また、個々の拠点（施設）内の空間や時間で区分する（部屋を使い分ける、スペースを区切る、日・時間帯を分ける等）などの工夫により、既存の各事業における対象者が利用する場としての特長を保ちつつ、個々の拠点の利用者の範囲を広げる（多機能化する）方法も考えられる。

【新たな場の確保】

多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場を新設することも可能である。また、民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結したり、他省庁の施策として実施されている活動（例：小さな拠点に関する事業、空き家再生等推進事業）等と連携し、一体的に実施する等の手法により、地域づくり事業に包含される各事業の従来の役割を広げ、多様な地域づくりが可能となる。こうした取組も参考にしながら、各市町村において、地域の特性を活かしつつ、創意工夫をこらして、地域づくり事業を推進していくことが重要である。

② 個別の活動や人のコーディネート

ア 基本的な考え方（コーディネーターに求められる役割）

地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていくことが必要である。

また、地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではな

く、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目して、多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生など他分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。

なお、地域づくりの取組は生活者である地域住民が主体として進めることが重要であることから、地域づくり事業の展開にあたっては、既存の地域住民による取組が継続されるように留意し、既存の取組を活かしたコーディネートを行うことが重要である。

イ 支援の展開

地域共生社会の実現に向けた啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていくこと。その際、ここでいう「場」には、物理的な拠点だけでなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態が含まれ得ることを踏まえ、柔軟な発想で取り組むことが必要である。

また、既存の地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値の見える化を諮る機会（発表会や表彰式等）を持つことが相互理解を深め、担い手の有用感や活動の継続性を高めることができるよう努めることも必要である。

地域づくり事業における各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、取組の連携を諮ることで、各拠点がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を市町村全体で整備していくことが重要である。特に、既存のコーディネート人材を活用する際には、業務負担を勘案しつつも、従前の活動での対象者を超えた取組が進むよう意識することが必要である。

さらに、他分野における既存の地域の活動や取組においてコーディネーター的な役割を担う人材（例：集落支援員、地域おこし協力隊）同士がつながり、活動目的や機会を共有することにより、双方の取組を拡張・発展させるという視点も重要である。

③ 多分野がつながるプラットフォームの展開

ア 基本的な考え方

実施市町村においては、多様な場・居場所づくりや地域活動等のコーディネートといった地域づくりのプロセスの活性化や発展のため、分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識することが望ましい。

様々な関係者が互いの強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学び合うことにより、それぞれの弱みを補い合うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化することにもつながるものである。

なお、こうしたプラットフォームは、地域に複数存在していることが重要であり、また、プラットフォームの多様性を確保する上でも、既存の協議の場も活用しながら整備していくことが求められる。

イ 「プラットフォーム」に求められる役割

【フィールドワークによる地域の人と資源の確認】

地域づくりにおいては、地域に既に「ある」ものを活かす視点が不可欠であり、まずは、地域に飛び出して地域住民や活動している団体等とフラットな関係を築く中で、地域の人や社会資源（場・活動・サービス・情報等）の現状を確認することが必要である。

また、日常の生活の中で、地域住民による支え合いにつながるような活動が既に行われている場合は、活動内容とその価値を共有し、学ぶ機会（例：住民を含む協議の場等）を設け、活動の重要性を理解する価値観を醸成するよう努めるとともに、同時に、制度・事業等の特定の枠組みを当てはめようとするのではなく、現在の活動のかたちや問題意識を尊重することの重要性を十分認識すること。

【様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるための場（プラットフォーム）の設定】

地域の多様な関係者が情報交換や協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の社会資源がつながり、地域における様々な活動の継続や次の典型に向けて働きかけることにつながる。

福祉分野に閉じずに、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備することを重視し、それが実施する際には、幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能を十分に活用することが重要である。

4 アウトリーチ等事業（法第106条の4第2項第4号）

（1）事業の概要

アウトリーチ等事業は、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。したがって、多くの事案は、本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定される。

このような対象者像を踏まえ、アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援である。

また、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集する。

（2）支援対象者

複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人などが想定される。

（3）支援内容

アウトリーチ等事業の支援内容は、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに力点を置くものであるが、それらの支援以外も含めて整理すると、次のとおり5つに整理される。

① 支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集

潜在的なニーズを抱える者を早期に発見するために、日ごろから支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を把握する。

② 事前調整

支援ニーズを抱えている者やその世帯に確実に支援を届けるために、丁寧な情報収集や、自宅への訪問等によって関係性を構築するための方策を検討し、必要な関係者との調整を行う。

③ 関係性構築に向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、支援情報等をチラシやリーフレット等で情報提供をするなどの関わりを継続して行う。

④ 家庭訪問

自宅への訪問等を含め、本人のところまで赴き支援を行う。

⑤ 家庭訪問及び同項支援

本人に会えた後も、即時には自宅から出ることが困難な者や支援関係機関や地域住民などの関係者につながることが困難な者に対して、自宅への訪問等を行い、継続的に寄り添い、本人やその世帯を取り巻く人間関係の拡充を図る。

(4) 具体的な支援プロセス

アウトリーチ等事業の支援対象者は、長期にわたりひきこもりの状態にある者など地域や他者とのつながりが希薄化していること等が想定されるため、本人とアウトリーチ等事業者が直接つながるまでに時間がかかることが想定される。このため、アウトリーチ等事業の利用に向けた本人同意（利用申込）を得るまでに時間を要することが考えられる。

また、本人同意を得る前と得た後で、次のとおり想定される支援の内容にも違いがあると考えられるため、場面に応じた適切な対応を行うこと。

① 本人同意を得る前の支援

アウトリーチ等事業者は、支援関係機関等から入った情報を踏まえ、本人の状況をアセスメントし、アウトリーチ等事業者が主担当で支援の方策を検討するのか、あるいは他の支援関係機関と協働するのか、もしくは他の支援関係機関が主担当となるのかについて検討する。

その上で、アウトリーチ等事業者が主担当となる場合には、本事業におけるプランを作成し、必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議に当該プランを諮ること。また、支援会議では、関係者で支援の方向性や支援方法の妥当性等について検討し、支援の室と内容を担保するものとする。

本人同意を得る前の支援として、必要に応じて、次の「本人に会う前の丁寧な事前調整」や「本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ」の支援を行うこと。

なお、本人を追い立てることなく、時間をかけて信頼関係の構築に向けて働きかけることが重要である。

ア 本人に会う前の丁寧な事前調整

直接本人の自宅などを訪問して、本人との関わりを持つ前の段階で必要な準備や調整が求められる。具体的な内容としては、以下のような取組が想定されるが、本人の状態やその家族との関係性等によって柔軟に対応するよう留意が必要である。

- (ア) 本人やその世帯が置かれている状況等の情報に関する情報収集を、支援関係機関や地域住民などの関係者から時間を掛けて収集する。
- (イ) 本人やその世帯に対する見守りや支援の体制を整備するために、支援関係機関と連携・協議を行い、支援のネットワークを構築する。
- (ウ) 本人と関わるためのきっかけやその切口を入念に検討する。例えば、家族への支援や本人の趣味を切口にする方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法が考えられるが、(ア)で収集した情報等を踏まえて適切な方法を選択する。
- (エ) 本人が困っていることを丁寧にアセスメントし、それに対する対応策を提示し、本人との関わりを深めるきっかけを作る。
- (オ) また、緊急性のある事例の場合には速やかに警察や医療機関と連携する。

イ 本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ

アの「本人に会う前の丁寧な事前調整」が整った段階で、本人との関係性構築に向け次のような支援を行うこと。具体的な内容としては以下のような取組が想定されるが、本人の状態やその家族との関係性等によって柔軟に対応するよう留意が必要である。

- ・ 継続的に本人に手紙を書き残し、心配している、気にかけているというメッセージを伝える。
- ・ メール、チャット等による定期的な連絡を行う。
- ・ 本人の興味・関心に合わせたチラシ・リーフレットなどを提供する。また、本人の状況に応じて参加する場や働く場を探し、情報提供を行う。

※ 上記はあくまでも参考例であることに留意されたい。

※ 本人を追い立てることなく、時間をかけて信頼関係の構築に向けて働きかけることが重要である。

② 本人同意を得た後の継続支援

本人と関係性を構築し、直接会うことができた後は、本人と信頼関係を構築するほか、丁寧なアセスメントを行い、本人に必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討する。また、アウトリーチ等事業者は、プランを作成し、重層的支援会議にプランを諮るものとする。

また、本人同意が得られた後、アウトリーチ等事業者が単独で支援を行う事例と、多機関協働事業において支援関係機関の調整を行い、多機関協働事業とアウトリーチ等事業者が連携しながら支援を行う事例の2つが想定される。

ア アウトリーチ等事業者が単独で支援を行うことが想定される事例

- ・ アウトリーチ等事業者と出会ったことにより、本人が主体的に必要な別の支援関係機関を訪問し、適切な支援を受けられるようになる事例
- ・ アウトリーチ等事業者との関わりはできるようになったものの、それ以外の者を受け入れ、つながりを形成することが難しい事例（このような事例の場合は、アウトリ

ーチ等事業者は、引き続き自宅訪問や同行支援を行い、他の支援関係機関から支援を受けることに関して前向きになるよう支えていくことが重要である。)

イ 多機関協働事業につなぎアウトリーチ等事業者と連携しながら支援を行うことが想定される事例

- ・ 本人に不安感が強く、必要な支援関係機関や地域住民などの関係者と関係性を構築するには至っていない事例
- ・ 参加支援事業を活用したり各種支援関係機関等の連携体制による丁寧な伴走支援が求められるケース

※ ただし、多機関協働事業者は、本人同意が得られる前からアウトリーチ等事業者と連携を図り、必要に応じて自宅訪問に同行するなどして、早い段階から本人との関係づくりを行うことが求められる。

(5) 支援の終結

本人やその世帯にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で、支援は終結となる。

5 多機関協働事業及び支援プランの策定（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

(1) 事業の概要

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行うものである。

本事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担う事業である。ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うこととする。

また、多機関協働事業においては、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図っていくことも重要である。

※ 支援プランの作成（法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

(2) 支援対象者

複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する者を想定している。

(3) 支援の展開

① 相談受付

ア 基本的考え方

複雑化・複合化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例については、相談を受け付けた上で、必要な支援を行う。

また、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など、多機関協働事業者につながれたものの、多機関協働事業において調整を行う必要性が低いと判断された事例については、紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元の支援関係機関に事例を戻すこともあり得るが、この場合においても、多機関協働事業者と紹介元の支援関係機関等は、連携した支援体制を整えておくことが重要である。

多機関協働事業による相談受付を行うことが決まった場合、多機関協働事業者は、原則、本人に相談受付・申込票（参考様式）を記入してもらい、利用申込（本人同意）を受けるものとする。基本的には、紹介元の支援関係機関等が、多機関協働事業への利用申込の補助を行うが、本人が多機関協働事業の利用申込に不安がある場合等には、多機関協働事業者が直接本人に支援内容の説明をするなど丁寧な対応が求められる。

イ アウトリーチ等事業からの相談受付の考え方

ひきこもり状態にある者などへの支援を行うアウトリーチ等事業は、事業の性質上、アウトリーチ等事業者と本人との信頼関係が形成され、アセスメント等が終わった段階で多機関協働事業につながる場合が想定される。

したがって、多機関協働事業者は、アウトリーチ等事業者による支援開始前からアウトリーチ等事業者と密に連携を図ることが重要である。

② アセスメント

多機関協働事業者が本人や世帯の状態を把握し、アセスメントをするために必要な情報（見立ても含む。）は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関に依頼するものとする。

しかしながら、多機関協働事業者が本人から直接情報収集をした方が良い場合には、独自のアセスメントを行うこととする。

収集した情報は、多機関協働事業者が、別途指定するインテーク・アセスメントシート（参考様式）にまとめるほか、③に基づくプラン作成のため、重層的支援会議に提示する。

また、本人やその世帯の状況によっては、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業につないだ方が良いと判断される事例もあると考えられることから、インテーク・アセスメントの段階から、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業と必要な連携体制を確保するものとする。

③ プラン作成

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関間の円滑な連携体制のもと、複雑化・複合化した支援ニーズを有する者やその世帯へ必要な支援を提供するため、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。

当該プランの作成に当たっては、重層的支援会議において、包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等事業を始めとする支援関係機関と役割分担や支援の目標・方向性について十分議論を行う。

また、参加支援事業およびアウトリーチ等事業を利用する場合も、多機関協働事業が作成したプランにこれらの事業の利用を明記し、支援決定を受けた後でこれらの事業につなぐことを基本とする（※）。

（※）アウトリーチ等事業は多機関協働事業の利用前から支援が開始される場合もあり、それを妨げるものではない。

④ 支援の実施

支援関係機関の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行うものとする。また、プランに基づく支援の実施状況は、重層的支援会議等において支援関係機関から情報収集して隨時把握し、必要があれば、収集した情報をもとに再度支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再プランについても適切に検討及び実施するものとする。

⑤ 終結

支援終結の考え方としては、本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終結となる。なお、終結後は、プランに基づき、支援関係機関の中から、支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走する体制を確保することが重要である。

また、支援終結後に本人の状況や本人を取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合には、速やかに多機関協働事業による支援を再開する。このため、支援の終結後も支援関係機関と情報共有等ができる体制を整備することが重要である。

第4 事業実施に向けた市町村における体制構築

1 事業実施に向けたプロセス

重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることを目指すものであり、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。

重層的支援体制整備事業を実施する際には、市町村は、当該事業のもとでの体制構築の方針や、体制構築を進める際の具体的な工程などについて、地域住民や支援関係機関と議論を行い、意識の共有を図ることが重要であり、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。このため、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、支援関係機関をはじめとする府外の幅広い関係者とも議論を積み重ねること等が求められる。

また、重層的支援体制整備事業開始後も支援体制全体の状況の把握や地域分析を随時実施し、それらをもとに支援関係機関等での議論や意見交換を継続し、より適切な支援体制の構築を目指して見直しを行っていくことも必要である。当該見直しに当たっては、重層的事業実施計画の見直しと併せて実施し、「見える化」を図ることも効果的である。

体制構築については、全国で同一の体制を整備するのではなく、地域の実情に応じて構築されるべきものであり、関係者が意見交換を進め、納得しながら取組を進めることが重要である。

また、体制構築後も、支援体制全体の状況を把握し、より適切な体制への見直しを行っていくことも必要となる。

2 実施体制

重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を目指すものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、

- ・ 既存の各分野の拠点のまま他の分野の支援関係機関と連携して対応する形態
 - ・ いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの
- など、様々な形態が想定される。

主に想定される設置形態の類型は以下のとおりであるが、どのような実施体制とするかについては、既存の支援関係機関の専門性やこれまで積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かすとともに、地域の支援力の底上げを図る体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討する必要がある。

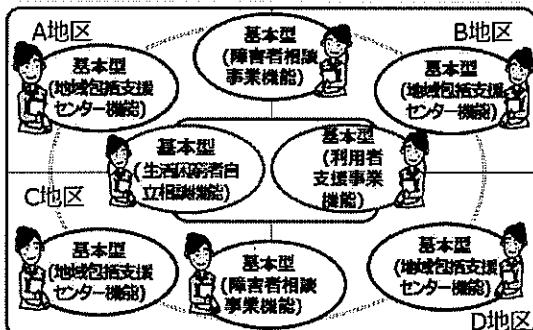
なお、実施体制は、地域が抱える課題や地域における社会資源、市町村や各支援関係機関の支援対象者の考え方により異なることから、地域や地域住民の状況に応じて見直しを

行うことが重要である。

類型	内容
基本型事業・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一の事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定される。また、地域型事業・拠点は包括的相談支援事業の各事業の基準を満たす必要はないが、その活動は、実施市町村内の基本形事業・拠点又は総合型事業・拠点との連携体制を確保するとともに、重層事業実施計画や支援会議の仕組みを通じて、専門的なバックアップを受けながら実施されることが必要である。

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加



3 重層事業実施計画の策定

(1) 地域福祉計画等との関係性

重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層事業実施計画を策定するよう努めることとされている。

地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられている。(法第107条第1項第1号)

重層事業実施計画については、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は各関連計画の内容とも整合していることが必要である。

※ 地域福祉計画と各分野の計画については、その共通的な事項について調和が保たれている必要がある。

(2) 重層事業実施計画の策定

① 策定体制・過程

ア 市町村行政内部の計画策定体制

重層事業実施計画は、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障害福祉、子ども子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化し実施する事業であることから、市町村地域福祉計画、市町村介護保険事業計画、市町村障害福祉計画、市町村子ども・子育て支援事業計画その他の地域福祉に関連する法定計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図る必要がある。(法第106条の5第3項)

このため、市町村行政全体での認識の共有と取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した重層的支援体制整備事業の整備のあり方及びその計画策定のための検討会を開催したり、部局を横断した職員による重層事業実施計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げるなどの協議体の構築が求められる。

当該協議体のメンバーとしては、重層的支援体制整備事業を所管する課の職員、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮支援の重層的支援体制整備事業に包含される既存事業を所管する課の職員、重層的支援体制整備事業交付金の予算や執行を管理する課の職員、他の支援や地域づくり関係の事業を所管する課の職員(例 若者支援、ひとり親支援、まちづくり、地方創生など)、分野横断の政策のとりまとめ課(例 総務企画課)などが考えられる。

イ 地域全体の関係者での計画策定体制

さらに、重層的支援体制整備事業の実施による包括的な支援体制の整備や、地域の重層的なセーフティネットの構築を進めていくためには、市町村行政内部のみならず、地域の関係者全体制による地域共生社会に対する理解や意識の醸成や、地域共生社会の実現に向けた取組への主体的な参画・協働の場づくりが重要である。したがって、重

層事業実施計画の記載事項の中でも、特に「重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針」や「重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標」など、中長期の事業構想や地域の姿を視野に入れた幅の広い議論が求められる項目については、地域住民・地域の支援関係機関・支援団体・市町村職員などをメンバーとする協議体の設置に努める必要がある。

また、重層的支援体制整備事業を活用して包括的な支援体制の整備を推進していくために、その推進に係る内容を市町村の総合計画の中に盛り込んでいくことも一つの方策として考えられる。

ウ 計画策定体制の留意点

市町村が福祉事務所、保健所、保健センター等を設置している場合には、重層事業実施計画の策定体制にこれらの組織や職員が積極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師等の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが期待される。

また、重層的支援体制整備事業に対する補助は、既存事業に係る国及び都道府県の補助を交付金として一体で交付することとしているが、当該交付金を適切に執行するためにも、各分野の支援関係機関が事業実施に関して共通の認識を持った上で重層事業実施計画を策定し、当該計画に基づく事業を実施し、その評価・検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うといったPDCAを実施することが重要である。

以上を踏まえ、重層事業実施計画の策定は努力義務とされているものの、策定ガイドラインの内容も踏まえ、できる限り策定することが望ましい。

② 地域福祉計画等との調整

重層的支援体制整備事業は、法第106条の3に規定されている市町村の努力義務を具現化するものとして位置付けられていることから、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを含む「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（令和3年3月31日付子発0331第10号、社援発0331第16号、障発0331第10号、老発0331第5号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に記載されている地域共生社会の理念部分については、重層的支援体制整備事業の前提となるものである。

重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、法第106条の3の努力義務を果すとともに、それをより積極に進める市町村であると位置付けることができる。

以上を踏まえると、この重層事業実施計画は、重層的支援体制整備事業の実施のために必要な事項に特化した内容とする。

なお、市町村が既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

4 支援会議・重層的支援会議

(1) 支援会議

① 目的

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となるが、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合がある。また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることができることで、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もある。

このため、法第106条の6の規定に基づき、市町村において、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される支援会議を設置することができることとした。

② 会議の内容

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していくながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。

支援会議の構成員の役割は、

- ・ 気になる事例の情報提供・情報共有
- ・ 見守りと支援方針の理解
- ・ 緊急性がある事案への対応

等であり、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではなく、あくまで潜在的な相談者に支援を届けるため、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものであることに留意すること。

③ 構成員

支援会議の構成員については、主に行政機関（福祉部局に加え、労働、住まい、保健医療、教育、農林水産等）、各分野の支援関係機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く想定しており、メンバーそれぞれに守秘義務がかけられることを前提に、ケースの内容や開催時期等により、構成員を変更することも可能である。

④ 守秘義務の適用範囲

支援会議においては、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために情報の交換等を行う必要がある場合は、支援会議の構成員に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める」とが可能になる。

支援会議の構成員は、正当な理由なく、支援会議において知り得た全ての事項（地域住

民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものを含む。)について、支援会議の外へ漏えいさせるなど守秘義務に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることになる。

※ なお、支援会議においても、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要。

(2) 重層的支援会議

① 目的

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすことが求められる。なお、事例の内容によって、会議の果たす役割は異なるものであり、毎回の会議において、これら全ての役割を担う必要はないが、他方で、状況に応じてここに明記されていない他の役割を果たすなど柔軟に対応することもできる。

・ プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成したプランがある場合はこれらのプランを含む。）について、市町村や支援関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。

・ プラン終結時等の評価

多機関協働事業のプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成したプランがある場合はこれらのプラン終結時を含む。）等においては、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうかを検討する。

・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討する。ただし、重層的支援会議の中でこれらを十分に検討する時間を確保することは困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、例えば、課題の整理と認識の共有にとどめ、地域の諸課題と社会資源の開発については別途協議の場を設ける等の対応をすることも有用である。この場合、新たに協議会を設けるほか、既存の協議の場を活用することも考えられる。

② 開催方法

重層的支援会議は、多機関協働事業者が主催する。また、多機関協働事業を民間団体に委託して実施している場合は、支援関係機関の招集を円滑に行うため、市町村は必要な協力をを行うこと。

重層的支援会議の開催方法は、①の会議の役割、検討件数や事例の内容によって、定期開催や随時開催、もしくはそれらの併用が考えられる。

定期開催の場合は、関係者が予定を立てやすく日程調整を行う必要がないなどの利点があり、随時開催の場合は、本人の状況に応じて迅速に対応できるという利点がある。いず

れの方法においても、それぞれに利点が存在するため、例えば、定期の会議を基本としつつ、早急に対応する必要がある事例などは随時の会議で検討するなど、両者の方法を併用することも考えられる。

また、対面による会議開催が困難な場合（地理的要因などにより支援関係機関が一堂に会することが困難であるとき、感染症の流行によりいわゆる三つの密を避ける必要があるときなど）、また、関係者の負担軽減の観点からより効率的に会議を運営する必要がある場合は、ＩＣＴ等を活用してオンラインにより開催することも考えられるため、環境の整備を進めていただきたい。

なお、地域には生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議会など様々な既存の会議体が存在している。特に、小規模の自治体においては、会議体の参加者が大きく変わらない場合は、既存の会議体と組み合わせて開催することが可能である。各会議体の内容を精査し、既存の会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫を行い、効果的・効率的な開催に努めることが重要である。その場合には、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で、適切な運営がなされるよう配慮する必要がある。

- ※ 個人情報の取扱いについて、構成員が同一で、他の会議体と重層的支援会議を兼ねて開催する場合、会議参加者全員が重層的支援会議の構成員となるため、重層的支援会議内で情報を取り扱うことについて本人同意を得ておく。構成員が一部重複しており、他の会議体の開催日に合わせて開催する場合、例えば、他の会議体のみの構成員に対しては、重層的支援会議の情報共有に関する本人同意の範囲外となるため、重層的支援会議の構成員のみでの協議とする。また他の会議体のみの構成員が個別ケースの協議に必要な場合については、予め臨時に重層的支援会議の構成員とするか、他の会議体の構成員への情報提供について本人の同意を得るなどの対応が必要。
- ※ 重層的支援会議内の情報共有について本人同意が得られていないケースを扱う場合は、
(1) の支援会議として開催する。
- ※ 必要に応じて、それぞれの会議の設置規定や開催費用の負担方法などを調整しておくことが必要。

③ 構成員（参加者）

重層的支援会議には、原則として多機関協働事業者と市町村の参加が求められる。

特に、市町村については、参加支援事業又はアウトリーチ等事業を利用する場合には、多機関協働事業のプランに基づき市町村が支援決定を行うため、市町村は全ての重層的支援会議に参加をするものとする。

また、重層的支援会議で検討する中で、アウトリーチ等事業や参加支援事業の必要性が表面化する場合も多いことから、両事業者も参加すること。

さらに、事例の内容に応じて、例えば、生活保護制度の利用が検討される場合は生活保護の実施機関、就労支援が必要な場合は公共職業安定所等の就労支援機関、小中学生であれば学校や教育委員会など、本人の支援に当たり連携が必要な機関についても参加することが望ましい。福祉分野以外の関係者が参加することにより、重層的支援会議を通じて新たなつながりや分野を超えた関わりをつくることも期待されるので、分野横断的に参加を

呼びかけることが重要である。

なお、事例の内容に応じて、支援関係機関のみならず、本人や世帯を取り巻く地域の関係者（民生委員等）や地域住民の参加も望ましい。ただし、会議開催の構成員を増やしたために会議の機動性が低下したり、事務負担が大きくなることのないよう、十分に配慮することが重要である。

いずれにしても、アセスメントの方法や課題の整理の方法等が適切であるかを客観的に検討できる者が参画することが望ましい。

本人の参加は必須ではないが、参加することが本人にとって有益である場合には、本人の状況を十分に考慮したうえで参加してもらうことも考えられる。その際、本人の状況によっては、多くの人の前で話をするのに慣れていないかったり、精神状態が不安定であることなどから、無理に参加を求めることがないよう留意しなければならない。

重層的支援会議の構成員は、毎回同じである必要はなく、事例によって参加者を変えるなどの柔軟な対応が可能であり、事例の緊急度や困難度を踏まえた適切な開催が重要である。

④ 開催のタイミング

重層的支援会議は、以下4つのタイミングで必ず開催する必要がある。

多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業による、

- ・ プラン策定時
- ・ 再プラン策定時
- ・ 支援終結の判断時
- ・ 支援中断の決定時（※）

（※）支援の中止時は、本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断をするものである。

しかしながら、判断に当たっては、関係者や地域住民から情報収集を行ったり、自宅訪問を行うなど、できる限り本人とコンタクトをとるよう働きかけることが重要である。

このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には適切に開催することが求められる。なお、そのような場合には、重層的支援会議としてではなく、ケース会議や事例検討といった形態で適宜開催することも考えられる。

⑤ 主な検討内容

重層的支援会議の開催時期ごとの主な検討内容は下表のとおりである。

開催時期	主な内容
プラン策定時	<ul style="list-style-type: none">・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容・各支援関係機関の役割分担の確認・モニタリングの時期の検討 等

再プラン策定時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の状況変化の確認、評価 ・現プラン評価 ・再プラン内容の確認（プラン策定時の内容と同様）
支援終結の判断時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
支援中断の決定時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援の中止の決定

⑥ プラン確定に向けた手続き

プランが確定するまでの手続きを整理すると、下表に示した3つのパターンが考えられ、アウトリーチ等事業や参加支援事業がプランに盛り込まれるか否かによって「確定」のタイミングが異なる。

アウトリーチ等事業や参加支援事業を含むプランは、市町村による支援決定後に確定することになり、アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプランは、重層的支援会議で了承後に確定することになる。

プランの内容	支援決定または確認
アウトリーチ等事業や参加支援事業のみのプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランに記載された課題と支援の方向性に対して、アウトリーチ等事業や参加支援事業の提供が適切か判断し、これらの事業による支援を行うこと、および支援の内容について決定する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援を含むプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ等事業や参加支援事業については上記と同様の取扱いである。 ・ アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援については、市町村の支援決定は不要である。ただし、両事業以外の支援の提供状況は、両事業の決定に影響を及ぼす可能性があることから、両事業以外の支援についても内容を確認する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村にプランの報告を行う。

5 連携体制の構築

（1）介護・障害・子ども・困窮分野の連携の構築

介護・障害・子ども・生活困窮の分野においては、相談支援事業及び地域づくり事業において、重層的支援体制整備事業の対象となっていることから、特に相談支援及び地域づくり支援において、特に4分野の間の連携を強化し一体的な実施を図るとともに、市町村全体と

して包括的な支援体制が構築されるよう、地域におけるネットワークを活用し、実施体制の検討を進める必要がある。

包括的な支援体制の構築に向けて、組織再編を含む分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層事業実施計画の策定や重層的支援体制整備事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行に係る協力体制を構築いただきたい。

(2) 生活保護制度と重層的支援体制整備事業の関係

重層的支援体制整備事業については、本人や世帯の属性を問わず、全ての地域住民を対象とするものであり、生活保護を受給する被保護世帯についても支援の対象となる。重層的支援体制整備事業による支援を行った場合でも、保護の実施機関は、保護の開始や変更といった保護の決定及び実施に関する業務や、被保護者の自立の助長を目的とした支援の実施を決定する業務を行うことで、引き続き被保護世帯に対する支援において中心的な役割を担うこととなる。

また、自立に向けた支援など、被保護世帯が抱える多様な課題に対する支援については、これまで必要に応じて、保護の実施機関と支援関係機関が連携して対応してきているが、重層的支援体制整備事業による支援を行う際には、被保護世帯の課題が複雑化・複合化し、保護の実施機関のみでは対応が困難なケースについて、多機関協働事業が行う支援調整を踏まえ、保護の実施機関を含む支援関係機関が相互に連携を図りつつ支援を行うこととなる。

重層的支援体制整備事業は、こうした支援関係機関が適切に連携するための仕組みを市町村全体として構築するものであり、保護の実施機関や個々のケースワーカーにとっても、連携体制の構築は、業務の円滑な遂行に資するものである。

※ 詳細は「重層的支援体制整備事業と生活保護制度との連携について」（令和3年3月31日付社援保発0331第2号、社援地発0331第2号）を参照。

(3) 他分野との連携

重層的支援体制整備事業においては、包括化する4分野や生活保護制度にとどまらず、相談支援や参加支援、地域づくり支援の観点から、労働分野（公共職業安定所等）、教育分野（教育委員会や学校等）、地域再生分野（地域づくり、地方創生等）等の他分野との連携が重要である。各事業において連携する際の留意点は以下のとおりであり、個別の内容については、各施策との連携通知を参照されたい。

① 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものである。包括的相談支援事業者においては、他の包括的相談支援事業者や支援関係機関から相談を受け付けた場合は連携して支援を実施するとともに、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業者につないでいただきたい。

② 参加支援事業

参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源

との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。参加支援事業者において、他の支援関係機関より、既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている方に関する相談を受けた場合には、連携して支援を実施するとともに、必要に応じて多機関協働事業者や参加支援事業者にもつないでいただきたい。

③ 地域づくり事業

地域づくり事業において、多様な場や居場所の整備を推進するに当たっては、地域の実情に応じ、地域に開かれた、多世代を意識した拠点の運営を行うとともに、地方創生事業等の他制度や民間企業の取組と連携するなど、創意工夫により地域の特性を活かしたものとすることが重要である。

また、活動や人のコーディネートにおいては、重層的支援体制整備事業において配置される地域コーディネーターは、他制度において配置されているコーディネート人材との連携を積極的に図っていただきたい。

④ アウトリーチ等事業

アウトリーチ等事業者においては、地域住民や他の支援関係機関等より、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談所について相談を受けた場合には、適切に連携して支援を行うこと。

また、アウトリーチ等事業者においても、支援を実施する中で、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者等につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

⑤ 多機関協働事業

従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得たで多機関協働事業者につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。多機関協働事業者においては、他の支援関係機関等から相談を受けた場合は、連携して支援を実施されたい。

⑥ 制度の相互理解

連携対象としても相互に密接した関係にあることから、特に、市町村において障害保健福祉関係主管部局と重層的支援体制整備事業の主管部局が異なる場合には、部局間や支援関係機関間の相互理解を深めるため、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

6 委託先の選定

実施市町村は、法第106条の4第4項及び第5項の規定に基づき、法第106条の4第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を、地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の重層的支援体制整備事業を実施する市町村内において重層的支援体制整備事業を適切に実施することができると当該市町村が認める者に委託することができる。

実施市町村において委託を行おうとする際には、質の高い支援が提供され、また、本人やその世帯と支援者との間において築かれる信頼関係を維持するとともに、地域の支援関係機関による継続的な支援体制が確保されるよう十分留意する必要がある。したがって、重層的支援体制整備事業の委託先の選定に当たっては、当該委託を受けようとする団体が提案する支援の質や具体的な内容、当該団体の事業や経営の継続性、実施市町村での事業実績などを踏まえ、地域の関係者の意見も聞きながら、総合的に評価することが重要である。

また、委託先を選定したのちも、実施市町村は重層的支援体制整備事業の実施主体として、委託先の事業者に対し、当該事業の理念や当該実施市町村における包括的な支援体制の整備方針、重層事業実施計画の策定過程その他の体制整備に向けた支援関係機関間の議論などを十分共有するとともに、委託先の事業者による事業実施や支援の状況についても適時把握を行い、それらを踏まえて委託先の事業者とともに事業改善に向けた議論と具体的な取組を進めることが重要である。

なお、委託先の事業者に対しては、法第106条の4第5項に基づき、守秘義務が課せられることに留意する必要がある。

第5 人材育成等

1 都道府県の役割

法第6条第2項に基づき、都道府県は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮することが求められる。

具体的には、都道府県は、地域生活課題の解決に資する支援を実施する直接の主体として、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者や、身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等に対する支援体制を市町村と連携して構築していくことが求められる。

こうした広域的な連携を要する施策については、都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案や、市町村間や支援関係機関間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等の役割を果たしていくことも期待される。

また、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、管内の市町村の実情に応じて、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

具体的には、管内の市町村の実態の把握や地域分析を行った上で、重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援の広域実施や他の事業との一体的な実施などに向けた支援、市町村域を越えた新たな事業の委託先の開拓とその共有等を行うことが求められる。

さらに、包括的な支援体制の構築に係る人材の育成に向けた研修の開催、管内の市町村における先駆的な取組の収集と共有等の人材養成や情報共有の取組、管内の市町村の関係者や地域住民等を広く対象とした勉強会や研修の開催等の地域共生社会の実現に向けた機運の醸成の取組にも積極的に取り組んでいただきたい。

都道府県がこうした役割を果たすに当たっては、各市町村が直面している状況が多様であるとともに、包括的な支援体制の構築に向けた歩みも一様でないことを理解し、管内市町村との議論を踏まえ、重層的支援体制整備事業が未実施の市町村も含め、市町村が必要としている支援を柔軟に構築し展開していくことが重要である。

2 市町村における人材育成

市町村や重層的支援体制整備事業の委託を受ける事業者をはじめとして、包括的な支援に携わる者は、地域共生社会の理念に対する理解や意識を高め、日々の実践を展開してい

くための倫理観を持つことが重要である。特に、地域共生社会の理念にあるように、一人ひとりが尊重され、社会との関わりを基礎として自律的な生を継続していくことができるよう支援するという視点が重要である。

この視点を踏まえて、社会福祉分野等の専門職による対人支援は、本人やその世帯の意向やそれらを取り巻く状況に合わせて、具体的な地域生活課題の解決を目指す支援と、本人やその世帯と専門職とがつながり続けること自体に価値を置く伴走型支援とを組み合わせて進めることが求められる。

また、属性を問わない相談支援については、本人やその世帯が抱える地域生活課題を解きほぐすアセスメント、さらに市町村全体の支援関係機関の連携体制による支援を行うための調整等に関するノウハウが求められる。また、自ら相談することができない者も想定したアウトリーチの手法や、配偶者等からの暴力や性暴力、児童虐待の被害者、大規模災害に見舞われ心に大きな傷を受けた被災者など回復に時間がかかる状態も想定し、継続的に関わり、つながり続ける支援を行う力も求められる。

参加支援については、本人やその世帯が抱える狭間の支援ニーズに対応するため、福祉分野のみならず多様な分野とつながりながら、既存の地域の福祉サービスその他社会参加に資する取組を活用して支援を行ったり、適切な取組が存在しない場合には、支援関係機関間の連携を通じて、新たに福祉サービスその他社会参加に資する取組を創出する力が求められる。

地域づくりに向けた支援については、地域の人と人とのつながりや既存の活動を把握した上で、それらを活性化すること、包摂的な地域社会を目指して、子どもから大人まで全世代にわたる福祉教育など地域共生社会の実現に向けて意識啓発を進めることなど創造的な力が求められる。

市町村においては、国や都道府県と連携しながら、このような資質を確保するために、研修の実施や支援者間のネットワークづくりなどの人材育成のための取組が求められる。

3 専門職の役割

重層的支援体制整備事業の実施においては、複雑化・複合化した地域生活課題の整理を行い、市町村の支援関係機関の連携体制による伴走型支援が求められることから、社会福祉分野等の専門職の役割が重要であり、当該事業の中核を担うことが期待される。

また、地域住民やその世帯が抱える地域生活課題に対応していくためには、社会福祉分野等の専門職が中心となって、保健医療、福祉、子ども子育て支援、労働、教育、司法、消費者相談、若者支援、年金制度、自殺対策、権利擁護、再犯防止等の多職種や多機関が必要に応じて柔軟に連携する体制を整備することが求められる。

第6 災害や感染症等への対応

都道府県や市町村においては、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症などの感染症の流行等の状況を踏まえると、災害等の緊急事態にも対応する支援体制を構築していく必要がある。

重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制は、災害や感染症等の影響によって発生する多様な支援ニーズに対しても有効であり、分野横断の支援関係機関によるネットワークの中で、柔軟な対応が可能となるよう整備が必要である。具体的な取組方策としては、次に掲げるものが考えられる。

- 重層的支援体制整備事業その他地域生活課題に資する包括的な支援体制による都道府県、管内市町村、支援関係機関等が連携した災害や感染症その他緊急事態の発生時の支援体制について、防災担当部局等の関係部局とも予め議論し、構築を進めること。この際、都道府県による広域の支援や近隣市町村の連携による応援体制の構築など市町村間の連携も十分図ること。
- 支援関係機関や関係部局が連携して、災害や感染症その他緊急事態の発生時に必要な物資について、備蓄・調達・輸送体制を予め議論し、その結果を踏まえ当該体制の整備を行うこと。
- 支援関係機関等と連携し、防災や感染症対策等についての周知啓発、研修、訓練を実施すること。なお、平時からＩＣＴを活用した会議の実施等による業務のオンライン化の推進も緊急事態発生時の体制構築に資するものであること。

なお、重層的支援体制整備事業の各事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、引き続き感染対策に留意した上で実施されたい。

参考資料 帳票

- ・ 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、別添の帳票を用いることを原則とする。
- ・ プランシートは、重層的支援会議に図り支援の方向性を定める際に用いるものであり、また、評価シートは、終結や再プランを検討する際に活用するものであることから、原則として、全ての事業者が用いることが望ましい。
- ・ また、多機関協働事業は、月次報告を行う際に、インテーク・アセスメントシートからデータを収集することとなるため、原則としてインテーク・アセスメントシートを用いることを推奨する。

- ・ 各事業者が用いる帳票一覧

<多機関協働事業用>

1. インテーク・アセスメントシート
2. プランシート
3. 評価シート

<参加支援事業用>

1. プランシート
2. 評価シート

<アウトリーチ等を通じた継続的支援事業用>

1. プランシート
2. 評価シート

帳票

＜多機関協働事業用＞1. インテーク・アセスメントシート

インテーク・アセスメントシート						
受付番号		氏名		相談受付日	西暦	年 月 日
主担当者			備考			

■相談経路・相談歴

相談経路		その他 自由記述
これまでの相談歴がある機関(本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認)		
就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署)
	<input type="checkbox"/> 職業訓練機関	<input type="checkbox"/> ホームレス支援機関
	<input type="checkbox"/> 就労準備支援機関	<input type="checkbox"/> 一時保護施設
	<input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション	<input type="checkbox"/> 警察
	<input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む)	<input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム
	<input type="checkbox"/> 一般企業	<input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
	<input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等)	<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関
	<input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	<input type="checkbox"/> 行政の税担当部署
医療	<input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む)
	<input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関)	<input type="checkbox"/> 社会保険労務士
	<input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	<input type="checkbox"/> 家計改善支援機関
障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署	<input type="checkbox"/> 食糧支援団体(フードバンク等)
	<input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター	<input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く)
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金)
	<input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)
	<input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所	<input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関
	<input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	<input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士
高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署	<input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部局(居住支援協議会)
	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	<input type="checkbox"/> 居住支援法人
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署	<input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社
	<input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関
	<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園	<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員
	<input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校	<input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口
	<input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、算修学校、各種学校含む)	<input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関
	<input type="checkbox"/> その他教育機関	<input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体
	<input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所)	<input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体
	<input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター	<input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民
	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設	<input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道)
	<input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点	<input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等)
	<input type="checkbox"/> その他子育て支援機関	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外)
	<input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署	<input type="checkbox"/> その他行政の担当部署
<input type="checkbox"/> 男女共同参画センター	<input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン	
<input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	<input type="checkbox"/> その他1 ()	

相談歴の概況／相談経緯（誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果はどうであったかを記載）

■本人の主訴・状況(生活歴を含む)

インテーク・アセスメントシート

■本人の主訴・状況(続き)

(1)家族・地域関係・住まい

同居者	<input type="checkbox"/> 有(自分を含んで人) <input type="checkbox"/> 無				別居の家族	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無			
婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他()				子ども	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(人→扶養人)			
世帯類型	単身世帯(65歳未満)				その他世帯の詳細(自由記)				
本人	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員4	氏名	続柄	性別	年齢
	本人								
世帯員1	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員5	氏名	続柄	性別	年齢
世帯員2	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員6	氏名	続柄	性別	年齢
世帯員3	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員7	氏名	続柄	性別	年齢
家族の状況(子どものことを含む)									
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> その他()				地域との関係				
特記事項									

(2)健康・障害

通院状況	<input type="checkbox"/> 通院している <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態良い <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態悪い	通院先/医療・診断・症状等				
健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険(国保以外) <input type="checkbox"/> 加入していない	障害手帳等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 身体(級) <input type="checkbox"/> 知的(療育)() <input type="checkbox"/> 精神(級) 自立支援医療	<input type="checkbox"/> 利用	<input type="checkbox"/> 利用せず	
特記事項						

(3)収入・公的給付・債務等

家計の収支状況	世帯として 月々入ってくるお金(月額円) 月々出していくお金(月額円)	家計状況				
課税状況	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯ではない	滞納	<input type="checkbox"/> 滞納あり	滞納なし	<input type="checkbox"/>	
公的給付(受給中)	<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 障害者年金 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他()	債務	<input type="checkbox"/> 債務あり	<input type="checkbox"/> うち生活福祉資金債務あり	<input type="checkbox"/> 債務なし	
生活保護						
特記事項						

インターク・アセスメントシート

(4)職業・職歴等

①概況

就労状況	<input type="checkbox"/> 就労している <input type="checkbox"/> 就労しているが、転職先を探したい/探している <input type="checkbox"/> 今後、就労予定(就労先決定済み) <input type="checkbox"/> 仕事を探したい/探している(現在無職) <input type="checkbox"/> 仕事をしていない(仕事は探していない)	最終学歴等 <input type="checkbox"/> 中学(高校未入学) <input type="checkbox"/> 中学(高校中退) <input type="checkbox"/> 高校(大学中退を含む) <input type="checkbox"/> 特別支援学校(学級含む) <input type="checkbox"/> 専門学校・専修学校・各種学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学・大学院 <input type="checkbox"/> その他 → <input type="checkbox"/> 現在、就学中
直近の離職後年数	<input type="checkbox"/> 6ヶ月未満 <input type="checkbox"/> 6ヶ月～1年未満 <input type="checkbox"/> 1年以上～2年未満 <input type="checkbox"/> 2年以上 <input type="checkbox"/> 仕事をしたことがない	資格・技術 <input type="checkbox"/> 自動車免許 <input type="checkbox"/> その他資格・技術 ()
希望職種等		

②現在の職業

職業	業務内容		雇用形態
勤務年数	月収	賞与の有無・回数等	賞与(年間)
年 カ月	万円		万円

③過去の職歴 ※現在に近い順に上から記載

勤務期間	雇用形態	月収	職業・業務内容
西暦 年 月 ～ 西暦 年 月	年 ヶ月	万円	
西暦 年 月 ～ 西暦 年 月	年 ヶ月	万円	
西暦 年 月 ～ 西暦 年 月	年 ヶ月	万円	

④職業・職歴等の特記事項

--

(5)その他の特記事項

--

インテーク・アセスメントシート

■アセスメント結果の整理と支援方針の検討

課題と背景要因	
課題のまとめと支援方針 (300字以内で整理)	
※相談者に 関わる 課題と特性	<p><input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害(手帳有) <input type="checkbox"/> 障害(疑い) <input type="checkbox"/> 自死企図</p> <p><input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など)</p> <p><input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> (多重・過重)債務</p> <p><input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ</p> <p><input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひきこもり等含む) 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 不登校</p> <p><input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者</p> <p><input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) <input type="checkbox"/> 被災</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>
※スクリーニング実施日	西暦 年 月 日
※対応結果・方針	<p><input type="checkbox"/> 1. 情報提供や相談対応のみで終了</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 多機関協働プランを策定する</p> <p><input type="checkbox"/> 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)</p>

家族関係図(□=男性、○=女性)	支援経過における変化
------------------	------------

エコマップ(地域や周囲との関係性)	支援経過における変化
-------------------	------------

2. プランシート

多機関協働事業のプラン兼事業等利用申込書

受付番号		紹介日・相談受付日	西暦 年 月 日
※作成回	プラン()回目	※主担当者	
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名		生年月日	西暦 年 月 日 (歳)

■解決したい課題

--

■目標(目指す姿)

※長期目標	※本プランにおける達成目標

■実施内容<関係支援機関が実施すること>

実施者 (本人・家族等・関係支援機関等)	実施内容(実施事項・期間・頻度など)

多機関協働事業のプラン兼事業等利用申込書

■法に基づく事業等

メニュー		利用有無		支援方針(期間・実施機関等)									
1	参加支援事業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	支援期間 西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日									
				<input type="checkbox"/> 申込中	<input type="checkbox"/> 既利用	<input type="checkbox"/> 申込予定	備考()		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	アウトリーチ事業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	支援期間 西暦 年 月 ~ 西暦 年 月									
				<input type="checkbox"/> 申込中	<input type="checkbox"/> 既利用	<input type="checkbox"/> 申込予定	備考()		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

プラン期間	西暦 年 月 日	まで	次回モニタリング時期	西暦 年 月
-------	----------	----	------------	--------

■プランに関する本人同意・申込署名欄

様	私は、 <input type="checkbox"/> 上記のプランに基づく支援について同意します。 <input type="checkbox"/> 法に基づく事業(上記1, 2)の利用について申し込みます。		
西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日	本人署名 _____		

<重層的支援会議・支援決定>

重層的支援会議開催日	① 西暦 年 月 日	支援決定 ・確認	□ 支援決定 (法に基づく事業(上記1, 2)) <input type="checkbox"/> 確認 (決定・確認日 西暦 年 月 日)		
	② 西暦 年 月 日				
	③ 西暦 年 月 日				

<備考>

--

<必要添付書類>

<input type="checkbox"/> インテーク・アセスメントシート
--

3. 評価シート

評価シート						
受付番号			氏名			
※評価回	評価()回目	※評価担当者		評価記入日	西暦 年 月 日	
■目標の達成状況						
※目標の達成状況						
※見られた変化	生活面	<input type="checkbox"/> 生活保護適用	<input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定	<input type="checkbox"/> 医療機関受診開始	<input type="checkbox"/> 健康状態の改善	
		<input type="checkbox"/> 障害手帳取得	<input type="checkbox"/> 自立意欲の向上・改善	<input type="checkbox"/> 対人関係・家族関係の改善		
	社会面	<input type="checkbox"/> 生活習慣の改善	<input type="checkbox"/> 孤立の解消	<input type="checkbox"/> 精神の安定	<input type="checkbox"/> 債務の整理	
		<input type="checkbox"/> 保険関係収入の増加	<input type="checkbox"/> 年金関係収入の増加	<input type="checkbox"/> 家計の改善	<input type="checkbox"/> その他収入増加(一般就労以外)	
	<input type="checkbox"/> 就労収入増加(一般就労において、転職・勤務時間の増加等により増収した場合)					
	<input type="checkbox"/> 職場定着	<input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が継続的な就労(障害者雇用含む))				
	<input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が時限的)	<input type="checkbox"/> 雇用契約を伴う支援付き就労(就労訓練事業、就労継続A型等)				
	<input type="checkbox"/> 障害者サービス活用(就労継続B型、就労移行支援等)	<input type="checkbox"/> 自営業等雇用外の就労開始				
	<input type="checkbox"/> 就職活動開始	<input type="checkbox"/> 職業訓練の開始、就学	<input type="checkbox"/> 社会参加機会の増加			
	<input type="checkbox"/> その他()					
	この間に変化は見られなかった					
現在の状況と残された課題						
■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見						
※本人の希望	<input type="checkbox"/> 終結を希望	<input type="checkbox"/> 継続を希望	スタッフの意見			

評価シート

<重層的支援会議における評価実施>

注:他機関へのつなぎにより終結する場合は、対象者が他機関に既につながっている状態であること。

※重層的支援会議開催日	西暦 年 月 日	※プラン評価	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 再プランして継続 <input type="checkbox"/> 中断 (終結の内、他機関へのつなぎ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) (決定日:西暦 年 月 日)
終結後の対応／再プラン時の留意点			

■終結時のつなぎ先情報

注:終結の内、他機関へのつなぎが「あり」にチェックした場合は必須

※終結時つなぎ「あり」にチェックした場合のつなぎ先の機関 (あてはまるものすべてにチェック)

これまでの相談歴がある機関(本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認)

就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク	保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署)
	<input type="checkbox"/> 就業訓練機関		<input type="checkbox"/> ホームレス支援機関
	<input type="checkbox"/> 就労準備支援機関		<input type="checkbox"/> 一時保護施設
	<input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション		<input type="checkbox"/> 警察
	<input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む)		<input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム
	<input type="checkbox"/> 一般企業		<input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
	<input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等)		<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関
	<input type="checkbox"/> 農業者・農業団体		<input type="checkbox"/> 行政の税担当部署
	<input type="checkbox"/> 医療機関		<input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む)
	<input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関)		<input type="checkbox"/> 社会保険労務士
<input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	<input type="checkbox"/> 家計改善支援機関		
障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署	<input type="checkbox"/> 食糧支援団体(フードバンク等)	
	<input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター	<input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く)	
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金)	
	<input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)	
	<input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所	<input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関	
<input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	<input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士		
高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署	<input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口	
	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署局(居住支援協議会)	
	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	<input type="checkbox"/> 搬住支援法人	
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署	<input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社	
	<input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関	
	<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園	<input type="checkbox"/> 民主委員・児童委員	
	<input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校	<input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口	
	<input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む)	<input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関	
	<input type="checkbox"/> その他教育機関	<input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体	
	<input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所)	<input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体	
	<input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター	<input type="checkbox"/> 町内会・自治会・福祉委員・近隣住民	
	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設	<input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道)	
	<input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター	<input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等)	
	<input type="checkbox"/> その他子育て支援機関	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外)	
	<input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署	<input type="checkbox"/> その他行政の担当部署	
<input type="checkbox"/> 男女共同参画センター	<input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キー・パーソン		
<input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	<input type="checkbox"/> その他1 ()		
特記事項 (関係機関名を残す場合は ここに記載)			

<参加支援事業用>

1. プランシート

参加支援事業のプラン

受付番号		紹介日・相談受付日	西暦 年 月 日
※作成回	プラン()回目	※担当者	
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名		生年月日	西暦 年 月 日 (歳)

■解決したい課題

--

■目標(目指す姿)<本人が設定>

--

■実施内容<関係支援機関が実施すること>

実施者 (本人・家族等・関係支援機関など)	実施内容(実施事項・期間・頻度など)

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

※プラン期間	西暦 年 月 日 まで	※次回モニタリング時期	西暦 年 月
--------	-------------	-------------	--------

2. 評価シート

評価シート						
受付番号			氏名			
※評価回	評価()回目	※評価担当者		評価記入日	西暦 年 月 日	
■目標の達成状況						
※目標の達成状況						
※見られた変化	生活面	<input type="checkbox"/> 生活保護適用	<input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定	<input type="checkbox"/> 医療機関受診開始	<input type="checkbox"/> 健康状態の改善	
		<input type="checkbox"/> 障害手帳取得	<input type="checkbox"/> 自立意欲の向上・改善	<input type="checkbox"/> 対人関係・家族関係の改善		
		<input type="checkbox"/> 生活習慣の改善	<input type="checkbox"/> 孤立の解消	<input type="checkbox"/> 精神の安定	<input type="checkbox"/> 債務の整理	<input type="checkbox"/> 家計の改善
	社会面	<input type="checkbox"/> 保険関係収入の増加	<input type="checkbox"/> 年金関係収入の増加	<input type="checkbox"/> その他収入増加(一般就労以外)		
		<input type="checkbox"/> 就労収入増加(一般就労において、転職・勤務時間の増加等により増収した場合)				
		<input type="checkbox"/> 職場定着	<input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が継続的な就労(障害者雇用含む))			
	他	<input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が時限的)	<input type="checkbox"/> 雇用契約を伴う支援付き就労(就労訓練事業、就労継続A型等)			
		<input type="checkbox"/> 障害者サービス活用(就労継続B型、就労移行支援等)	<input type="checkbox"/> 自営業等雇用外の就労開始			
		<input type="checkbox"/> 就職活動開始	<input type="checkbox"/> 職業訓練の開始、就学	<input type="checkbox"/> 社会参加機会の増加		
現在の状況と残された課題	<input type="checkbox"/> その他()					
	<input type="checkbox"/> この間に変化は見られなかった					
■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見						
※本人の希望	<input type="checkbox"/> 終結を希望	<input type="checkbox"/> スタッフの意見				
<input type="checkbox"/> 繼続を希望						

評価シート

<重層的支援会議における評価実施>

注:他機関へのつなぎにより終結する場合は、対象者が他機関に既につながっている状態であること。

※重層的支援会議開催日	西暦 年 月 日	※プラン評価	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 再プランして継続 <input type="checkbox"/> 中断 (終結の内、他機関へのつなぎ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) (決定日:西暦 年 月 日)
終結後の対応／再プラン時の留意点			

■終結時のつなぎ先情報

注:終結の内、他機関へのつなぎが「あり」にチェックした場合は必須

※終結時つなぎ「あり」にチェックした場合のつなぎ先の機関（あてはまるものすべてにチェック）

これまでの相談歴がある機関（本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認）

就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 就業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体（就労訓練事業を含む） <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合（生協等） <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所（生活保護担当部署） <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 譲家 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
医療	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> （医療機関の内、無料低額診療実施機関） <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	生活・金融	<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署（年金事務所含む） <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援団体（フードバンク等） <input type="checkbox"/> 小口貸付（生活福祉資金除く） <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（生活福祉資金） <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（日常生活自立支援事業） <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	住居	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署（居住支援協議会） <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社
高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	その他	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民主委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会・福祉委員・近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者（電気・ガス・水道） <input type="checkbox"/> 保養所（動物・ペットの多頭飼育等） <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（資金、日常生活自立支援以外） <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キー・パーソン <input type="checkbox"/> その他（ ）
特記事項 (関係機関名を残す場合は ここに記載)			

<アウトリーチ等を通じた継続的支援事業用>

1. プランシート

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプラン

受付番号		紹介日・相談受付日	西暦 年 月 日
※作成回	プラン()回目	※主担当者	
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名		生年月日	西暦 年 月 日 (歳)

■解決したい課題

--

■支援目標

--

■実施内容<関係支援機関が実施すること>

実施者 (本人・家族等・関係支援機関など)	実施内容(実施事項・期間・頻度など)

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

※プラン期間	西暦 年 月 日 まで	※次回モニタリング時期	西暦 年 月
--------	-------------	-------------	--------

2. 評価シート

評価シート							
受付番号			氏名				
※評価回	評価()回目	※評価担当者		評価記入日	西暦 年 月 日		
■目標の達成状況							
※目標の達成状況							
※見られた変化	生活面	<input type="checkbox"/> 生活保護適用	<input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定	<input type="checkbox"/> 医療機関受診開始	<input type="checkbox"/> 健康状態の改善		
		<input type="checkbox"/> 障害手帳取得	<input type="checkbox"/> 自立意欲の向上・改善	<input type="checkbox"/> 対人関係・家族関係の改善			
		<input type="checkbox"/> 生活習慣の改善	<input type="checkbox"/> 孤立の解消	<input type="checkbox"/> 精神の安定	<input type="checkbox"/> 債務の整理	<input type="checkbox"/> 家計の改善	
		<input type="checkbox"/> 保険関係収入の増加	<input type="checkbox"/> 年金関係収入の増加	<input type="checkbox"/> その他収入増加(一般就労以外)			
	<input type="checkbox"/> 就労収入増加(一般就労において、転職・勤務時間の増加等により增收した場合)						
	社会面	<input type="checkbox"/> 職場定着	<input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が継続的な就労(障害者雇用含む))				
		<input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が時限的)	<input type="checkbox"/> 雇用契約を伴う支援付き就労(就労訓練事業、就労継続A型等)				
		<input type="checkbox"/> 障害者サービス活用(就労継続B型、就労移行支援等)	<input type="checkbox"/> 自営業等雇用外の就労開始				
		<input type="checkbox"/> 就職活動開始	<input type="checkbox"/> 職業訓練の開始、就学	<input type="checkbox"/> 社会参加機会の増加			
	他	<input type="checkbox"/> その他()					
		<input type="checkbox"/> この間に変化は見られなかった					
		現在の状況と残された課題					
■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見							
※本人の希望	<input type="checkbox"/> 終結を希望	<input type="checkbox"/> 繼続を希望	スタッフの意見				

評価シート

＜重層的支援会議における評価実施＞

注：他機関へのつなぎにより終結する場合は、対象者が他機関に既につながっている状態であること。

※重層的支援会議開催日	西暦 年 月 日	※プラン評価	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 再プランして継続 <input type="checkbox"/> 中断 (終結の内、他機関へのつなぎ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) (決定日:西暦 年 月 日)
終結後の対応／再プラン時の留意点			

■終結時のつなぎ先情報

注：終結の内、他機関へのつなぎが「あり」にチェックした場合は必須

※終結時つなぎ「あり」にチェックした場合のつなぎ先の機関（あてはまるものすべてにチェック）

これまでの相談歴がある機関（本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認）

就労 <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体（就労訓練事業を含む） <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合（生協等） <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	医療機関 <input type="checkbox"/> 医療機関（医療機関の内、無料低額診療実施機関） <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	生活・金銭 <input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	住居 <input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	その他の機関 <input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高（特別支援含む）学校 <input type="checkbox"/> 大学等（高等専門学校、専修学校、各種学校含む） <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室（福祉事務所） <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター
特記事項 （関係機関名を残す場合は ここに記載）				